

日管協預り金保証制度加入企業向け 賠償責任補償制度

施設所有(管理)者賠償責任保険

日管協預り金保証制度加入者のうち、管理受託戸数1万戸未満の会員さまは、本賠償責任保証制度のご加入手続きおよび掛け金のご負担はございません。



日本国内における賃貸住宅の管理業(サブリースを含みます。)

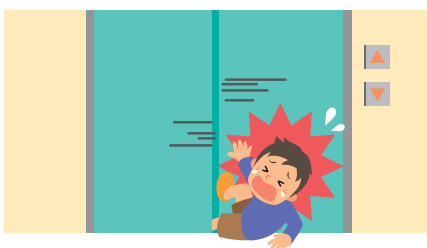
想定される事故例

建物管理の不備(対人)

- 建物の外壁タイルが剥がれ落ち通行人が大ケガをしまい、損害賠償請求された。



- 自動ドアの点検不備により、入居者(幼児)がはさまれケガをし、足に後遺症が残ってしまい、損害賠償請求された。



建物内設備管理の不備(対人)

- 建物内の床のタイルが浮いていて、そこにたずまいた入居者が大腿骨を骨折してしまい、損害賠償請求された。



建物管理の不備(対物)

- 管理している建物の自転車置場の屋根が建付けが悪く強風で飛び、近隣の民家の外壁・窓を破損。修理代金を損害賠償請求された。

- 所有・管理しているマンションに雪庇ができ崩落。指定駐車場に停めていた入居者の車を傷つけてしまい、法律上の賠償責任を負ってしまった。高級車であったため、修理代として320万円を補償する事となった。

補償金額

補償項目	支払限度額(被保険者ごとの総額)	免責金額
施設所有(管理)者賠償 (身体・財物損壊)	1事故 300万円 保険期間中総支払限度額 3億円	1事故 50万円

保険金をお支払いする場合／お支払いする保険金／被保険者

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
施設所有(管理)者賠償責任保険	被保険者が行う賃貸不動産管理業務、または被保険者がサブリース賃貸借契約に基づき提供する業務の遂行による、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいた被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済として支出した金額(弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの) ● 争訟費用 損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用 ● 損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ● 権利保全費用 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続に要した必要または有益な費用
	被保険者(補償を受けられる方) 被保険者は、以下の方々を指します。 ① 預かり金保証制度加入法人 ② 上記加入法人の業務に従事する者	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急措置費用 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用 ● 協力費用 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために直接要した費用 ※該当する費用によってお支払い方法が異なります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議によって生じる損害
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。
- ペルフルオロアルキル化合物またはポリフルオロアルキル化合物などの有機フッ素化合物(PFAS)に起因するあるいは関連する損失、傷害、疾病、死亡、医療費、防御費用、経費、その他のあらゆる費用の損害
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊による損害
- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - － 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
 - － 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - － 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
 - － 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。) など

※保険金のお支払いは、引受保険会社または引受保険会社の親会社、関連会社、もしくは引受保険会社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含みます。

保険の適用地域

この保険契約の適用地域は日本国内となります。

※日管協預り金保証制度加入企業向け賠償責任補償制度は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約、有機フッ素化合物(PFAS)補償対象外特約付帯)＋施設所有(管理)者特別約款(職業的行為損害補償対象外特約付帯)に他保険優先払い特約(日管協様用)および支払限度額に関する特約(日管協用)をセットした商品のペットネームです。

お問い合わせ先

株式会社エーエージェントバンク
〒101-0031 東京都千代田区東神田1丁目5-5
マルキビル5階
TEL 03-3562-0744 FAX 03-3562-0745

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 東京支店
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデングレイス品川御殿山
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2026年1月版
CL262075